

川崎市立 小田小学校 PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は川崎市立小田小学校PTA(以下「本会」と称す)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

(個人情報の定義)

第3条 個人情報とは生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は役員とする。

(機密保持義務)

第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いたあとも同様とする。

(収集方法)

第7条 個人情報を取得する際はあらかじめ利用目的を定め、公開する。また、円滑なPTA活動を行うために以下の情報を取得する。

1. 会員の氏名・連絡先(電話番号・メールアドレスなど)
2. 会員の子どもの氏名・学年・クラス
3. 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真
4. 必要に応じ、連絡手段としてLINEアカウントなど

(利用)

第8条 取得した個人情報は以下の目的のために使用する。

1. PTA活動に必要な連絡網および名簿の作成
2. PTA会費集金、管理、その他の文書の送付

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規約により特定された使用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者または取扱者は鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また、不要となつた個人情報は管理者立会いのもとで適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(情報開示等)

第11条 本会は本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第12条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第13条 本会は個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第14条 本会は個人情報の取扱いに関する苦情について、適正かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第15条 本会の「川崎市立小田小学校PTA個人情報取扱い規則」は総会において改正する。

附則

本規則は令和6年4月1日より施行する。

個人情報管理者

川崎市立小田小学校 PTA会長